関連当事者開示の検討状況（第５回）

１．会計基準案の文案の主な修正点等

＜会計基準＞

- 会社法での個別財務諸表での開示も踏まえて文章を修正
- 貸倒関係情報については、関連当事者の区分ごとに集約して記載できることを明記
- 適用時期（平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から。早期適用も可）

＜結論の背景＞

- 「従業員の企業年金」の部分
- 「一般取引と同様であることが明白な取引」の部分
- 「取引条件」の部分
- 「貸倒懸念債権及び破産更生債権等」の部分
- 「適用時期」の部分

２．適用指針案の検討状況

―重要性の判断のための数値基準―

米国基準、国際会計基準では設けていない。

設ける場合には、以下のような形が考えられる。

（1）関連当事者との取引

取引の属性	現　　行	検　討　案
個人との取引	100 万円を超える取引	500 万円（又は 1000 万円）を超える取引
第三者が法人の場合、第三者のためにする取引	第三者が法人の場合も個人と同じ （注）第三者が関係会社の場合は、法人の判断規準を適用	第三者が法人の場合は法人と同じ
法人との取引	＜P/L 項目＞ 売上高・売上原価・販管費　10%超 営業外収益･営業外費用　10%超＊ 特別利益･特別損失　100 万円超＊ ＊かつ、合計額が税引前利益の 10%超 ＜B/S 項目＞ 原則として、総資産の 1%超	 同左 同左 損益部分 500 万円（又は 1000 万円） 同左

（注）現行取扱いは、日本公認会計士協会監査委員会報告第 62 号による。

（2）重要な共同支配企業及び重要な関連会社の要約財務諸表

	現　行	検　討　案
共同支配企業 ・関連会社	―	会社の総資産又は利益の 10%超 （持分比率が 50%を大幅に超える共同支配企業）

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。